

○財務省告示第三十七号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十七年一月十三日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百四回）

二 発行の根拠の法律及びその条項  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九條第一項並びに特別  
會計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三條第  
一項、第九十四條第二項、同條  
第四項、第九十五條第一項、第  
百三十六條第一項及び第三百十  
七條第一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入  
札であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下



